



栗山町議会議長 鵜川 和彦

町民の皆様、新年明けましておめでとうございます。

平成27年の幕開けにあたり、謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

昨年を顧みますと、本町の基幹産業である農業は、春先から7月までの高温多照、8月からは曇天多雨と低気温による不安定な気候が続き農作物への影響が心配されましたが、概ね良好な結果となり安堵したところであります。

しかしながら、環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）の妥結に向けて交渉が続いておりますが、農業に限らず北海道経済にとって重大な事柄であり、今後も農業団体はもとより経済団体、消費者団体などとも連携した中で注視していく所存であります。

昨年6月には、今後の農林水産業施策の指針となる「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂にあたり、地域農業者が安定的に営農活動をできるような地域の意見を聴取し、地域の衰退につながる内容としないことを国に強く要望する意見書を提出したところであります。

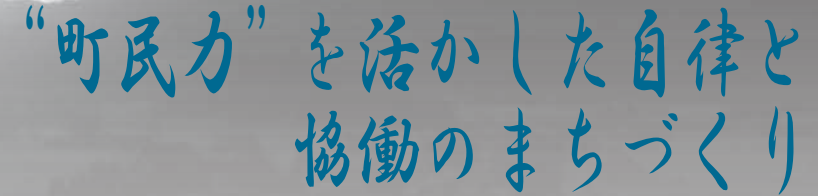
定していた再増税は見送られることとなりました。この増税が町民の暮らし・町内経済、そして町財政に及ぼす影響を考慮しながら、今後の町の予算配分、執行状況、さまざまな施策に対して監視してまいります。

現在、町の最上位計画であり、今後8年の町の取り組み（政策など）の根拠となる「栗山町第6次総合計画」（平成27年度から平成34年度）の審議をしております。今後8年間の新たな総合計画を、栗山町自治基本条例に基づき議会の役割と責務を深く認識し、町民・行政と一体となって総合計画策定に取り組んでまいります。

さて、本年は、統一地方選挙が実施されます。当町議会では昨年、多くの町民の意見をいただきながら、人口減少などの状況を鑑み、次期改選期における議員定数を1人削減することいたしました。削減により責務遂行の妨げにならないよう各議員が自覚を持ち、その資質の向上に努め、積極的に議論の場を持ち、町民に期待され、信託に応える議会運営を進めてまいります。

また、本年4月より政務活動費の増額を行い、政治倫理条例も施行しますが、これまでも増して政務活動費の使途の適正性や透明性を高めた中、議員の自己研さんと資質向上に努め、より一層の政治倫理の確立と向上のため、公平性と透明性の確保、町民に信頼される開かれた議会づくりを進めてまいります。

年頭にあたり、この1年が町民の皆様にとって素晴らしい年でありますよう心からお祈りを申し上げまして、新年のご挨拶といたします。



栗山町長 椿 原 紀 昭

町民の皆様、あけましておめでとうございます。

平成27年の輝かしい新春を、ご家族お揃いで健やかに迎えられたことと、心からお慶び申し上げます。

昨年、皆様の力強いご支援を賜り、三度、町政をお預かりすることになりました。町民皆様には、私の政策目標であります「思いやりの心がかよう、元気のであるまちづくりを！」実現のため、ご支援ご協力をいただいておりますこと、深く感謝申し上げます。

さて、本年は、向こう8カ年の町政の進むべき方向性を明確にし、その具体化に向けて政策などの総合的かつ計画的な推進を目的に策定した「栗山町第6次総合計画」のスタートの年であります。主権者である町民参加による自律したまちづくりの推進を、町民、議会、そして行政が共有するという基本理念に基づき、策定作業におきましては、地域別・分野別懇談会、さらにはアンケート調査など、様々な機会を通じて多くの町民の声を計画づくりに反映してまいりました。新年度は、この計画を柱とし具体的な取り組みを進めるとともに、アンケートやまちづくり懇談会で寄せられました多くのご提言、ご要望を踏まえ、町民の皆様の声がしっかりと町政に反映できるよう、そしてすべての町民が「ふるさと」は栗山です。」と誇れるような、まちづくりを目指してまいります。

主な重点政策として、若者定住対策であります。若者世代の生活満足度を高める子育て・教育環境のさらなる充実を図るとともに、「子育てするなら栗山で」と、町内外に認知されるまち

づくりを推進いたします。基幹産業であります農業分野では、環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）の交渉のゆくえ、さらには米政策など、先行きが不透明であります。国の動向を見据えながら、栗山町農業振興計画（第３期栗山農業ルネッサンス）を基本として農業関係団体と連携し、さらなる本町農業の活性化を図ってまいります。また、商業では、依然として景気低迷が続いておりますが、商工業関係者の皆様と力を合わせ、創意工夫のもと、地域経済の発展と雇用の確保に努めてまいります。防災対策では、昨年９月、本町に大雨特別警報が発令されたことに伴い、栗山町全域に避難勧告を発令いたしました。有事に備え危機管理体制の強化を図るとともに、国・道などの関係機関、近隣自治体と連携し、町民が安全で安心して暮らせるよう、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

我が国の経済は、アベノミクスの政策効果により、円高・デフレからの脱却と再生への道を歩みはじめ、都市部を中心に景気は緩やかな回復傾向にあると伝えられておりますが、地方まで波及せず、実感できないのが現状であります。本町におきましても財政・経済など様々な局面において、試験の時を迎えておりますが、行財政改革プラン「がんばる栗山プラン²¹」に基づき、財政の健全化に向け、引き続き取り組んでまいります。

結びに、町民の皆様には、さらなるご支援とご協力をお願い申し上げますとともに、本年が明るく健やかな年でありますようご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

本年も
よろしく願います

[illegible]

■教育委員会	委員長	湯地定曉
教育長	鈴木紀元	
■選挙管理委員会	委員長	村上哲
同代理	砂田正樹	
■公平委員会		
委員	志摩隆	
	坂口由紀子	
	中川昇	
■国民健康保険運営協議会		
会長	丸山紘司	
同代理	北輝男	
■都市計画審議会		
会長	川本正昭	
同代理	檜崎忠彦	
■社会教育委員		
委員長	藤井吉美	
副委員長	小川真寿美	
副委員長	永池英彦	
■スポーツ推進委員		
委員長	岡山典弘	
副委員長	永池英彦	

ごみ処理方針を変更

ごみ分別のさらなるご協力をお願いします

【問い合わせ】 環境政策課環境政策グループ ☎ 73-7511

ごみ分別のさらなるご協力を

炭化処理施設の廃止に伴い、現在、町では収集したごみの一部を焼却処理と再生利用のため、町外への外部処理委託を実施しています。

ごみの分別方法については当面の間、変更はありませんので、これまで通り適正な分別にご協力ください。

外部処理の内容は次の通りです。

■外部処理内容

- ・木くず類
- ・ウッドチップとして再生
- ・衣類・タオル類
- ・工業用雑巾などとして再生
- ・布団類、硬質プラスチック
- ・固形燃料（RPF）の原料として再生
- ・炭にできるごみ類
- ・焼却処理

外部処理できないごみについては、中間処理施設内にて破碎処理を実施した後、埋立処分を行っています。



衣類・タオル類の分別のお願い

衣類・タオル類は、他のごみと混ぜないで！

回収された衣類（古着類）やタオル類は、工業用雑巾などとして、生まれ変わります。衣類（古着類）・タオル類を出す際は、他のごみ（紙おむつや紙くずなど）と混ぜずに「灰にできるごみ袋」にて出してください。

なお、衣類のボタン・ファスナーはつけたままで構いませんが、洗濯をしたきれいな状態で出すよう、ご協力をお願いします。

回収された衣類・タオル類は、専用の袋に詰め直し、上川郡鷹栖町の企業へ搬出しています。



衣類を外部処理用に詰め直す作業

事業所の皆さまへ

ごみの分別徹底にご協力を！



延命化が最重要課題の最終処分場

事業所から排出される事業系ごみとは、商店、オフィス、飲食店、工場などの営利を目的とする事業所だけでなく、病院、学校、官公庁など、広く公共サービスを行っている事業所も含め、事業活動に伴って生じた全ての廃棄物が事業系ごみとなります。

事業系ごみは、法律で定められた20種類の産業廃棄物とそれ以外の一般廃棄物に分類されます。

町では、今回の炭化処理施設の廃止によるごみ処理方針の変更に伴い、現在の最終処分場の延命化を図るため、埋め立てごみの減量化対策を強化します。

これまでも家庭から出るご

み同様に事業所の皆さまへも分別徹底のご協力をいただいておりますが、残念ながら資源となる雑紙や不適正分別の割合が非常に多い状態であるとともに、町内のごみステーションに出している事業所も見受けられます。

今後、町では適正に処理していただくため、直接事業所への訪問をはじめ「事業所向けごみ処理説明会」を実施します。ごみの分別徹底にご協力願います。

ごみ処理に関する説明会を
随時受付します

町では、町内会・自治会をはじめ、各種サークル・団体、企業など、少人数からごみ処理に関する説明会の要望を随時受付しています。

ごみの分別方法は、市町村によって大きく異なり、特に転入された方は、分別にご苦労されていることと思います。「このごみはどの袋に入るの？」といった素朴な疑問に丁寧に職員が答えたいと思いますので、ご希望のある方は、町環境政策課までお気軽にお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

町環境政策課環境政策グループ
☎ 73 7511

まちづくり懇談会を開催しました

12月3日から9日にかけて計4日間にわたり「まちづくり懇談会」を開催しました。

栗山町第6次総合計画を主要な課題として、様々な質問・意見や地域課題について町民と、椿原紀昭町長が直接懇談しました。町民から寄せられた、意見などの一部を紹介します。

質問 高齢者対策について

地域の高齢化が進み危機感を持っている。冬の除雪が最も心配で、現在の助成制度は1人暮らし限定の制度が多い。老夫婦2人暮らしでも雪対策では限界世帯も多い。今回の総合計画で老人が安心して暮らせる制度を望んでいます。

回答 今回の総合計画では除雪車が置いていた雪の塊も、屋根から落ちた窓付近の雪も、生活に必要な場所すべてを補助対象とし



質問 道の駅を作る予定は？

先日、青年会議所主催のフォーラムがあった。その際、道の駅についての発言があった。私も、新たに道の駅を作ることは賛成。道の駅を作る際は行政が積極的につくるのか？現在、どのような構想があるのか教えていただきたい。

回答 今回の総合計画では、関係団体と連携して

質問 子どもの医療費補助は？

現在の子ども医療費補助は町内で受診した場合のみ100%補助されますが、町の医療機関では補助を受けられません。今回の計画で、やむなく町外の病院に通う場合の補助を拡充する予定はないのでしょうか？

回答 町内の地域医療の確保の観点から当面、

町外医療機関の補助拡充は考えていません。今回の総合計画では、若者定住策の一環として、現在、中学生までの子どもの医療費補助を高校生までに拡大する準備をしています。今後、広圏域での医療体制の構築など、現状と大きな変更があった場合にはあらためて補助制度の検討が必要になると考えています。なお、特別な医療処置が必要な病

質問 角田地区の振興策とは？

国道跨線橋撤去に合わせた新工業団地の造成や、町道整備が計画されているが、具体的にどのような事業なのか教えていただきたい。

回答 国道の角田地区にある

跨線橋を撤去した後、栗山市街地に向かい右側の用地を工業団地として整備する予定です。跨線橋がなくなれば、国道につながる横の町道を整備し、住宅地と工業団地の棲み分けを明確にし、あけぼの団地周辺の道路も整備する事業です。



高額療養費制度の変更について

■ 70 歳未満の所得区分と限度額の変更 ■

問い合わせ 町住民生活課住民・国保グループ ☎ 73-7508（直通）

制度の改正により、平成 27 年 1 月診療分から所得区分が細分化され医療費・自己負担限度額が変わります。詳しくは下表をご覧ください。

■ 限度額適用認定証について

医療費が高額になる場合に支払を限度額までにするためには、限度額適用認定証が必要で、医療機関へ保険証と一緒に提示が必要です。

提示することにより、一カ月の外来・入院とも個人単位で一医療機関の窓口での支払が下表の限度額までとなります。入院などで医療費が高額になる可能性がある場合は、忘れずに国保担当窓口で認定証の交付申請を行ってください。

※ 70 歳以上 75 歳未満で上位所得者及び一般の区分の人は、高齢受給者証で所得区分が確認できるため、認定証は必要ありません。



●変更前：平成 26 年 12 月診療分までの自己負担限度額（月額）

区分	3 回目まで	4 回目以降 ※ 2
(A) 上位所得者 ※ 1	150,000 円 +(実際にかかった医療費 -500,000 円) × 1%	83,400 円
(B) 一般	80,100 円 +(実際にかかった医療費 -267,000 円) × 1%	44,400 円
(C) 住民税非課税世帯	35,400 円	24,600 円

※ 1 総所得金額などから基礎控除 (33 万円) を差し引いた金額が 600 万円を超える世帯
※ 2 過去 12 か月以内に、同じ世帯での支給が 4 回以上あった場合の 4 回目以降の限度額です。

●変更後：平成 27 年 1 月診療分からの自己負担限度額（月額）

旧区分	新区分	3 回目まで	4 回目以降 ※ 2
(A)	(ア) 上位所得者	所得 (※ 3) が 901 万円を超える 252,600 円 +(実際にかかった医療費 -842,000 円) × 1%	140,100 円
	(イ) 上位所得者	所得が 601 万円を超え 901 万円以下 167,400 円 +(実際にかかった医療費 -558,000 円) × 1%	93,000 円
(B)	(ウ) 一般	所得が 210 万円を超え 600 万円以下 80,100 円 +(実際にかかった医療費 -267,000 円) × 1%	44,400 円
	(エ) 一般	所得が 210 万円以下 (住民税非課税世帯を除く) 57,600 円	44,400 円
(C)	(オ) 住民税非課税世帯	35,400 円	24,600 円

※ 3 総所得金額などから基礎控除 (33 万円) を差し引いた金額

後期高齢者医療制度のお知らせ

■ 高額介護合算療養費および医療費通知について ■

問い合わせ 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601
町住民生活課住民・国保グループ ☎ 73-7508（直通）



■ 高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1 年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度および介護保険から支給されます。なお、手続きには町住民生活課住民・国保グループへの申請が必要となります。

- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが 0 円の場合は対象となりません。
- 支給額が 500 円以下の場合には支給されません。

◇自己負担限度額表 【1 年分の自己負担額の計算期間：8 月 1 日～翌年 7 月 31 日】

負担割合	区 分		自己負担額の 合計の基準額
3 割	現役並み所得者		6 7 万円
1 割	一 般		5 6 万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ（※ 1）	3 1 万円
		区分Ⅰ（※ 2）	1 9 万円

- ※ 1 世帯全員が住民税非課税である方
- ※ 2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が 0 円（公的年金収入のみの場合、その受給額が 8 0 万円以下）の方

申請される方は、町住民生活課住民・国保グループまでお申し出ください。

■ 医療費通知の送付を希望される方へ

北海道後期高齢者医療広域連合では、発行をご希望される方を対象に、医療費を半年ごとにまとめた医療費通知を送付しています。次回の発行は平成 27 年 3 月末（平成 26 年 7 ～ 12 月診療分）に行います。

◇新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが北海道後期高齢者医療広域連合または町住民生活課住民・国保グループへご連絡ください（電話でのご連絡だけで手続きできます）。



- すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方につきましては、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。
- この通知を受け取られたことにより、申請などの手続きをされる必要はありません。
- ※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

みんなが子育てしやすいまち

子ども・子育て 支援新制度が スタートします

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、子ども・子育てのさまざまな課題を解決し、支援する「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に本格スタートとなります。

◆新制度が目指すもの

- ・保育所と幼稚園の良いところをあわせ持つ「認定こども園」の普及
- ・保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会
- ・幼児教育や保育、地域のさまざまな子育て支援の拡充や質の向上
- ・共働きだけではなく、すべての子育て家庭を支援

◆手続きが変わります

幼稚園、保育所などを利用するためには町で認定を受ける必要があります。(近隣の幼稚園は今年度新制度へ移行しない為、認定を受ける必要はありません)

◆認定区分は3種類

○1号認定

- ・子どもが満3歳以上
- ・幼稚園、認定こども園での教育を希望される場合

○2号認定

- ・子どもが満3歳以上
- ・保育所などでの保育を希望される場合

○3号認定

- ・子どもが満3歳未満
- ・保育所などでの保育を希望される場合

◆保育を必要とする事由

- 2号・3号認定には次のいずれかに該当する必要があります。
- ・就労(フルタイム、パートタイム、自営業、居宅内労働など)
- ・妊娠、出産
- ・保護者の疾病、障がい
- ・同居または長期入院している親族の介護、看護
- ・災害復旧
- ・求職活動(起業準備を含む)
- ・就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- ・虐待やDVの恐れがあること
- その他、上記に類する状態として、町長が認める場合

◆保育の必要量

保育を必要とする事由、就労時間などにより、利用時間が決められます。

○保育標準時間(11時間)

- ・就労時間が月120時間以上

※この利用時間は、各施設が定める時間内での取り扱いになります。

◆申請の流れ(保育園希望)

- ①町へ認定申請
入所申込みも1枚の申請書で同時にできます
- ②認定証交付
2号・3号認定
- ③町の利用調整
利用希望・保育所などの状況に応じて調整
- ④利用先の決定、契約

※幼稚園を希望される場合は直接園へお申し込みください。

新年度入園・入会申込受付が始まります

平成27年度 保育園・児童クラブ 入所申込のご案内



- ## ◆申込に必要な書類
- ①申請書(町所定様式)
 - ②雇用証明書(町所定様式)、在学証明書、母子手帳、診断書など、保育の必要性を証明する書類
- ※育児休業の方は、育児休業期間のわかる証明書を添付
- ※平成26年1月1日に栗山町に住民登録のない方は、平成26年度住民税課税(非課税)証明書を提出

児童クラブ

平成27年度より6年生まで入会できるようになります。

クラブ名	定員	開設時間
にじのこ児童クラブ(栗山)	70人	通常(月～金) ・下校時から午後6時30分まで
どんぐり児童クラブ(角田)	20人	土曜日、夏・冬休み、学校休業日
かぜの子児童クラブ(継立)	20人	・午前8時から午後6時30分まで

※にじのこ児童クラブは4月から2つのクラスに分かれる予定です



- ## ◆利用料
- 平成26年度の住民税額により決定します。
- ※傷害保険料を別途負担していただきます。

保育園

◆栗山いちい保育園

定員120人

◆継立まつば保育園

定員60人

◆対象

保護者が仕事などのため、家庭で保育することができない就学前の児童(生後8週目～5歳まで)

◆保育料

・4月からの保育料は、国の基準額を上限に3月までに決定します。

・4月～8月分は平成26年度、9月～3月分は平成27年度の住民税額により算定します。

参考：国基準の保育料(町の保育料は検討中です)

階層区分	保育料上限額(月額)			
	3歳以上(4/1現在)		3歳未満(4/1現在)	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
③所得割課税額48,600円未満	16,500円	16,300円	19,500円	19,300円
④所得割課税額97,000円未満	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額169,000円未満	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額301,000円未満	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額397,000円未満	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額397,000円以上	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

◆対象

日中、保護者が仕事などではない家庭の小学1～6年生までの児童

◆申込に必要な書類

- ①児童クラブ入会申込書
- ②雇用証明書

◆入園・入会申込期間

1月6日(火)～30日(金)

◆申込先、制度に関する問い合わせ

町保健福祉課
福祉・子育てグループ
☎ 22222